

# 記入例

様式第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 ○年○○月○○日

松本市農業委員会会長 様

売る人、貸す人について記入します。

当事者 自署する場合押印は省略できます。

〈譲渡人〉

氏名 ○○ ○○ 

上記代理人 住所 松本市○○\*\*\*-\*

氏名 ●● ●● 

行政書士の方が代理で申請される場合  
記入します。

下記農地(採草放牧地)について

所有権  
 賃借権  
 使用貸借による権利  
 その他使用収益権 ( )
 を  移転  
 設定(期間 年間)

買う人、借りる人について記入します。  
自署する場合押印は省略できます。

〈譲受人〉

氏名 △△ △△ 

申請についての連絡先を記入してください。

この申請に係る連絡先	氏名	●● ●●
	電話番号	090-****-****

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

## 1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	○○ ○○	**	◎◎	松本市○○***-*
譲受人	△△ △△	**	◆◆◆	松本市○○***-*

## 2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円) (10a当 たりの額)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利 の種類	権利者の氏名 又は名称
松本市○○**	○	○	****	***,*** (***,***)	○○○○		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">           売買する土地、又は賃借する土地の所在地番、地目(登記簿、現況)、面積、対価            又は賃料等の額、所有者氏名を記入してください。         </div>							
計			****	( )			

3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容

(該当字句を○で囲んでください)	
○ <b>売買</b> 、賃貸借、使用貸借、贈与、交換、その他 ( )	
権利の設定又は移転の時期	(参考) 令和 ○年○○月
契約期間	(令和 ○年○○月○○日～令和 ○年○○月○○日など、賃貸借、使用貸借の場合は契約期間を記載してください)
申請の理由	<p>売買または、貸借する理由を記入してください。</p> <p>譲渡人 ○○のため  (例) 高齢化のため 農業経営規模縮小のため 相続をしたが農業をしないため等</p> <p>譲受人 ○○のため  (例) 農業経営規模拡大のため 農地の保全のため 所有農地と一体利用するため等</p>
その他	

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第 3 条の規定による許可申請書（別添）

**I 一般申請記載事項**

譲受人の耕作状況を記入してください。

＜農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係＞（例）自作地 3,000 m<sup>2</sup>借入地 1,000 m<sup>2</sup>の場合

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (m <sup>2</sup> )			採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
		田	畑	樹園地	
所有地	自作地 ①	3,000	2,000	1,000	②
	貸付地				
非耕作地		地 目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
		所在・地番	登記簿		
	非耕作地				

所有地以外の土地		農地面積 (m <sup>2</sup> )			採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	借入地 ③	1,000	1,000		④
	貸付地				
非耕作地		地 目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
		所在・地番	登記簿		
	非耕作地				

（記載要領）

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されている農地の面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第 3 条第 2 項第 6 条の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていない土地について、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積 **今回取得する農地面積を田500㎡とします。**

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付（予定）作物	水稻	大豆	自家用野菜					
権利取得後の面積(㎡)	3,500㎡	800㎡	200㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	

**所有している状況を記入してください。**

(2) 大農機具又は家畜（種類を具体的に記入）

種 類		トラクター	耕うん機	田植機	コンバイン	
既に確保しているもの	所 有	1台	1台	1台		
	リース					
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有予定 (資金繰り)				1台 自己資金	
	リース予定 (資金繰り)					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者 **概要を記入してください。**

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴	30 年間	5 ページの「本人」の農作業歴
農業技術修学歴	年間	
その他		

② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）及びその者の農作業経験等の状況

現 在	3人	農作業経験の状況	農作業歴10～50年	5 ページの「妻」「母」「長男」の農作業歴
増員予定	0人	農作業経験の状況		

③ 臨時雇用労働力（年間延人数）及びその者の農作業経験等の状況

現 在	延 0人	農作業経験の状況	
増員予定	延 0人	農作業経験の状況	

④ ①～③の者の住所地、拠点等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離及び時間

	平均距離	通作時間
権利を取得しようとする者	( 1. 1 ) k m	10 分
世帯員など常雇用者	( 1. 1 ) k m	10 分
臨時雇用者	( . ) k m	分

4世帯員等の「本人」

4世帯員等表  
「妻」「母」  
「長男」

<農地法第3条第2項第2号関係> (農地所有適格法人である場合のみ記載)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係> (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)

3 信託契約の内容

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

氏 名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員)	農作業への年間従事日数	備 考
△△ △△	**	◆◆◆	本人	250	
△△ △○	**	□□□	妻	150	
△△ △▲	**	◇◇◇	母	200	
△△ ▲	**	■ ■ ■	長男	100	○

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達するものがない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

		面積 (㎡)	合計面積 (㎡)
農地	権利を有する農地	4,000 ㎡	4,500 ㎡
	権利を取得しようとする農地	500 ㎡	
採草放牧地	権利を有する採草放牧地	買う予定の農地の面積	=4ページの(1)の合計
	権利を取得しようとする採草放牧地		

=3ページの①+③

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (特例)

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに○を付してください。(該当の場合、5-1は記載不要)

<input type="checkbox"/>	権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われる。
<input type="checkbox"/>	権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積(松本市は地区ごと設定しています)を下回ることはない。
<input type="checkbox"/>	本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得する。

<農地法第3条第2項第6号関係> (転貸する場合のみ記載)

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに○を付してください。

<input type="checkbox"/>	賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合
<input type="checkbox"/>	賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合
<input type="checkbox"/>	農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合

	その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合 （表作の作付内容 = 、裏作の作付内容 = ）
	農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合（農地所有適格法人の名称 = 、所在地 = ）

<農地法第3条第2項第7号関係>

**7 周辺地域との関係**

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

<集落営農や担い手への集積等の取組への支障>

**地区の状況をふまえ記入してください。**

**例：地域農業集落の取決めに従い、支障のないよう耕作を行います。**

<農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障>

**状況をふまえ記入してください。**

**例：地域の防除基準に従い、支障のないよう耕作を行います。**

<その他>

**Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項**（農地所有適格法人以外の法人等のみ記載）

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、**I 一般申請記載事項**に加え、以下も記載してください。

（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第3条第3項第2号関係＞

**8 地域との役割分担の状況**

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

＜農業の維持発展に関する話し合い活動への参加＞
＜農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守＞
＜獣害被害対策への協力＞
＜その他＞

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（法人である場合のみ記載・個人の場合は記載不要）

**9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う農業への従事状況**

(1) 氏名	(2) 役職名	(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況		
		その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う期間	当該事業に参画・関与している期間	
			(直近の実績)	(見込み)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日	年 月 日



### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに○を付し、**I 一般申請記載事項**のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、**I 一般申請記載事項**の全ての記載が不要です。

	その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合 (事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
	権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合 (景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、**I 一般申請記載事項**の1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

	権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
	地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
	教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、**I 一般申請記載事項**の2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

	<p>農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合</p>
	<p>森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合</p>
	<p>乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限りま す。該当していることを証する書面を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの</li> <li>・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人</li> </ul>
	<p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合</p>

<事業・計画の内容>